

# 令和5年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和5年9月11日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	村越公貞
副市長	三重野直美	秘書広報課長	久保井千代
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
監査委員	河野信祐	福祉課長兼福祉事務所副所長	松尾郁代
総務部長	西山俊英	学校教育課長	末吉建
保健福祉部長兼福祉事務所長	盛田勝徳	農林水産課長	坂本生治
市民部長兼市民課長	松尾和久	商工観光課長	猿本邦博
環境経済部長	木村勝幸	上下水道課長	前原俊也
建設都市部長	松尾武喜	上下水道課長補佐兼下水道係長	石橋豊裕
教育部長	藤吉裕治	上下水道課長補佐兼上水道係長	松尾友博
消防長	北嶋俊治	上下水道課庶務係上水担当係長	塚本憲治
総務課長	平川貞雄	上下水道課庶務係下水担当係長	北原智洋
財政課長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議員派遣報告

- (6) みやま市選挙管理委員の選挙
- (7) みやま市選挙管理委員補充員の選挙
- (8) 議案一括上程
- (9) 提案理由説明
- (10) 認定第1号 令和4年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (11) 認定第2号 令和4年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (12) 議案第41号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第42号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第43号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第45号 みやま市過疎地域持続的発展計画の変更について
- (17) 議案第46号 工事請負契約の締結について
- (18) 議案第47号 工事請負契約の締結について
- (19) 議案第48号 工事請負契約の締結について
- (20) 議案第49号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (21) 議案第50号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(追加日程)

- (1) 仮議長の選任を議長に委任する件

---

午前9時31分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和5年定例第3回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長をお願いします。

**○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）**

改めましておはようございます。議会運営委員会委員長の上津原でございます。令和5年定例第3回市議会の運営につきまして、9月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付託されました案件は、請願1件、認定2件、議案10件でございます。

第2に、本会議の開催は本日から9月22日までの12日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

認定第1号から認定第2号までの2件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第41号及び議案第44号並びに議案第45号の3件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第42号及び議案第43号の2件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第46号から議案第48号までの3件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第49号及び議案第50号の2件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの12日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの12日間と決定をいたしました。

**日程第2 会議録署名議員の指名について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして3番黒田清隆君、4番河野一仁君、兩名を指名いたします。

### 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いいたします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆さんおはようございます。では、監査報告を申し上げます。例月出納検査の結果報告をいたしたいと思えます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、それから、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管につきましては、令和5年4月分から6月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、金融機関残高証明及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

### 日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 請願付託の報告につきまして、請願第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。10番上津原博君お願いします。

○10番（上津原 博君）（登壇）

請願の趣旨を説明させていただきます。紹介議員の上津原でございます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてでございます。

皆さん御存じのとおり、今学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働問題、こういった問題は新聞報道等かなりあるというふうに思えます。そういった解決

すべき課題が山積しているというのもみやま市の教職員の学校現場においてはあるというふうに思っております。子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが大変困難な状況にもなっているというふうに思っております。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、みやま市でも取り組んでいただいております加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が大変必要ではないかというふうに思っております。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体も数多く見受けられますが、自治体間の教育格差が生じることは大変大きな問題ではないかというふうに思っております。義務教育費国庫負担制度についても、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた、そのままになっております。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

こうした観点に基づき、2024年度政府予算編成において次の各項、6項目ありますけれども、これが実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する請願でございます。

どうか皆様方の真摯な議論等をもって十分請願の趣旨を理解していただき、この取組に賛同していただきますようよろしくお願いいたしますというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

お疲れさんです。請願第7号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議員派遣報告

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議員派遣報告を議題といたします。

令和5年定例第2回市議会におきまして議決された議員派遣について、お手元に配付の議員派遣結果報告のとおり、議員を派遣したので、報告をいたします。

#### 日程第6 みやま市選挙管理委員の選挙

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．みやま市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めまし。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定をいたしました。

選挙管理委員に松尾正春君、大津千代美君、坂井修君、朝日律香君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました松尾正春君、大津千代美君、坂井修君、朝日律香君が選挙管理委員に当選をされました。

#### 日程第7 みやま市選挙管理委員補充員の選挙

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. みやま市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をいたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定をいたしました。

選挙管理委員補充員に吉開忠文君、舟木長子君、海谷育男君、桑野セツ子君を指名いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました吉開忠文君、舟木長子君、海谷育男君、桑野セツ子君が選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序につきましてお諮りをいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名をいたしました順序にしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名をいたしました順序に決定をいたしました。

#### 日程第8 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案の一括上程を行ってまいります。

認定第1号から第2号までの2件、議案第41号から第50号までの10件を一括議題といたします。

#### 日程第9 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和5年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど選挙管理委員会の委員並びに補充員を選挙により決定をしていただき、ありがとうございました。

さて、本議会に御提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております認定第1号 令和4年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてから議案第50号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの12件でございます。

内訳といたしましては、水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定など、認定案件が2件、また、条例の改正のほか、過疎地域持続的発展計画の変更や、工事請負契約の締結、令和5年度一般会計予算の補正についてなど、議案10件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

#### 日程第10 認定第1号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 認定第1号 令和4年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の説明を求めます。前原上下水道課長。

##### ○上下水道課長（前原俊也君）（登壇）

改めましておはようございます。認定第1号 令和4年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず、決算書の15ページ、16ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、15ページ下段にあります収益合計は489,090千円、16ページ下段の費用合計は460,350千円でございます。

前年度と比較いたしまして、収益では24,680千円、4.8%の減、費用では5,590千円、1.2%の減となっております。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算書につきましては、中段下ほどにあります経常利益は28,990千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差250千円を差し引いた当年度純利益は28,730千円となります。

前年度繰越利益剰余金が137,790千円ありますので、当年度未処分利益剰余金は全体として166,530千円となります。

9 ページを御覧ください。

令和4年度みやま市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

純利益の28,730千円を減債積立金へ積立てを行い、残りの137,790千円を繰越利益剰余金として来年度へ繰り越すこととしております。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4 ページ左上の収入決算額203,400千円、同ページの下段にあります支出決算額502,460千円でございます。

収支不足額の299,060千円につきましては、3 ページから4 ページの最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の29ページに補填財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は709,100千円となっております。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を頂いている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで監査委員の監査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

#### ○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは、意見を申し述べます。

令和4年度の水道事業の決算審査意見を申し上げます。

水道事業会計の決算状況といたしましては、先ほど前原課長からも発表がありましたが、収入が541,330千円、支出が478,360千円、これは収益的収支でございます。

それから、資本的収支につきましては、収入が203,400千円、支出が502,460千円となっております。この部分では、収支差引きが299,060千円となっております。これは不足額でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等をもって補填されております。

以上が令和4年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、決算審査意見

書に記載しておりますので、御高覧いただきたく存じます。よろしく申し上げます。

さて、審査は、6月27日に実施、決算書等を中心に行いました。

その中で主なものを報告させていただきますと、先ほど課長がおっしゃったように、本年度も黒字決算であります。上水道行政の充実及び事業の健全化のために今後も漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等々を計画的に行い、有収率の向上を図ることを望むものであります。

以上、審査意見を申し上げましたが、今後も効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものであります。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありますので、発言を許可いたします。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べるようお願いをいたします。

それでは、12番瀬口健君お願いいたします。

**○12番（瀬口 健君）**

水道事業決算書の17ページです。

下から5行目の8月9日の176,000千円、これの配水池の改築ということがありますが、これはまず、どういった工事かなど。昨年から続いている工事だと思うんですが、ちょっとよく分かりませんので、改築工事ということ、これはどういうことかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

前原上下水道課長。

**○上下水道課長（前原俊也君）**

瀬口議員さんの、まず、改築工事とはどういうことかということにお答えいたします。

瀬高配水池の改築とは同規模の同施設でございます、同じ位置に施設を造り替えるものでございます。新しく建設いたしました配水池本体は、まず、令和4年度から令和5年度にかけての工事でございます。既存の配水池が、2基のうち1つの配水池が、昭和38年に築造

されて配水池の耐震性能が劣っていることから、耐震化を含めた改築工事として事業を進めているところでございます。

改築については以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今んとはよう分からんが、新築ですかね、新築という意味のようにも聞こえたんですが、そうだとすることで理解してちょっとお話を聞きますが、新築だとこれで3か所ということになってほしいね。同じところで配水池が3か所と。この配水、分配、こういうことは、これはどういうふうにしていきなつとですかね。それをお聞きするとともに、3基にして、これは3基とも同時運転か、1基は非常事態に備えての1基なのか、そういうところがよう分からんとしてほしいね。それで、まず今の、これは新築して3基にするのか、それを改築ということで表しておるのか。3基になれば今までの分とどういうふうな配分の仕方、水の配分をするのかと、それから、それはいつ頃からこの3基の運用はできますかということ、それをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

まず、改築という言葉は新築と同じでございます。

先ほども申したとおり、同規模の同じ施設を施設内に新築することを、建築確認上、同規模であったら改築という言葉になります。それと、新築は全く違う場所とか、内容が違う大きなやつとか造り替えた場合には新築という言葉を使うという、改築についても私ども、配水池につきましては新築ですけれども、言葉上、建築基準法上は改築、同じ施設の同規模をしておりますので、そういうことが改築ということになっております。

それと2つ目の、配水池には3つあるということでございますけど、運用についてでございます。

まず、先ほど申しましたとおり、昭和38年度建設分は今度の改築で造り替えております。

それとあと、既存の分、2基ございますけれども、1つは、今造り替えているのが今年いっぱいかかりますので、それ以降にもう一基のほうの内面の補修と舗装等をいたしまして、

それが済みましたら、昭和38年、最初に建設している配水池については当然廃止いたします。  
これまでどおり2基の配水池の運用で行っていきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

改築という言葉を私たちにすればちょっと今の答弁、誤解しておるようなことがありますもんで、はっきりしときたいなということでちょっとお聞きしたところでございますが、170,000千円、こういうことで、水道料金に跳ね返ってくることはなかでしようけんね。全くなかですかね、最後の質問でございますので、よろしく。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

跳ね返ってくるといいますか、そういった分で積立金等で改修とか計画しておりますので、できるだけ水道料金が現状維持できるように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、以上をもちまして、通告による質疑を終わってまいります。

ほかに質疑ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第1号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第11 認定第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 認定第2号 令和4年度みやま市下水道事業決算の認定について、提案理由の説明を求めてまいります。前原上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（前原俊也君）

改めましておはようございます。認定第2号 令和4年度みやま市下水道事業決算の認定

について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市下水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしく  
お願いいたします。

まず、決算書の18ページ、19ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、18ページ下段にあります収益  
合計は628,710千円、19ページ下段の費用合計は621,050千円でございます。

前年度と比較いたしまして、収益では11,690千円、1.8%の減、費用では12,360千円、  
2%の減となっております。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算につきまして、中段下ほどにあります経常利益は7,900千円となり、下段にあり  
ます特別利益と特別損失の差を差し引いた当年度純利益は7,660千円となります。

前年度繰越利益剰余金が16,080千円ありますので、当年度未処分利益剰余金は全体として  
23,750千円となります。

9ページを御覧ください。

先ほどの剰余金については、繰越利益剰余金として次年度以降に繰り越すこととしており  
ます。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額  
748,690千円、同ページの下段にあります支出決算額868,100千円でございます。

収支不足額119,400千円につきましては、3ページから4ページの最下段に記載しており  
ますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の34ページに補填財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は54,790千円と  
なっております。

今後とも安定的な下水道サービスを提供していくため、健全な事業運営に努めてまいりま  
す。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書  
を頂いている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申

上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、ここで監査委員の監査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

**○監査委員（河野信祐君）（登壇）**

それでは引き続きまして、下水道事業の決算審査意見を申し述べます。

先ほどの課長と重なりますが、下水道事業会計の決算状況といたしましては、収益的収支については、収入が677,700千円、それから、支出が647,870千円となっております。

それから、資本的収支につきましては、収入が748,690千円、支出が868,100千円で、収支差引き119,400千円の不足額が出ておりますが、これも当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等をもって補填されております。

以上、令和4年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、上水道と同様、決算審査意見書に記載しておりますので、御高覧いただければありがたく存じます。

審査は、上水道と同日の6月27日に実施いたしました。これも決算書等を中心に行いました。

下水道事業につきましては、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況であります。ここは大事なところですけど、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、一般会計からの繰入れが少なくなるよう、汚水処理構想や経営戦略の見直し等も今後検討されることを望みます。

以上、審査意見を申し上げましたが、今後も効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、なお一層の研さんを望むものであります。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。

通告がございますので、発言を許します。12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

下水道事業決算書の中から、農業集落排水事業、それから公共下水処理場等の維持管理費、かなりかかっているようでございますが、以前から申し上げておりました公共下水の処理場及び農業集落排水ですね、これを統合して流域下水道のほうへ流したらどうかというような提案をしとったわけですね。要するに、農業集落排水処理場から公共下水処理場へと、公共

下水道処理場を第1次処理位置としてそのまま——維持管理費がそこで相当少のうなりますので、それを流域下水道のほうへつないだらどうかというような提案をしとったんですが、その件については今どういうふうになっているか、進捗状況をちょっとお尋ねしたいなということでお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

まず、瀬口議員さんの以前から申してあった統合による流域下水道へのつなぎ込みということでございますけれども、公共下水の事業で整備しました上長田地区処理区と農業集落排水事業で整備しました広瀬・小田地区の統合については、当課も矢部川流域下水道に統合の計画は予定しておりますが、まだ流域下水道事業も途中でございます。その中で、詳細設計とか、そういう検討はまだ進んでおりません。

また、汚水を矢部川流域下水道に流すためには、幹線基幹のルートが最短となるということが私どものつないだ場合に一番の経費節減とは考えております。そのために汚水排管ルートの協議は、国道までは県のほうでしていただけるような協議等をずっと行っております。

そういった分で、県と協議は行っておりますけれども、正式な、そのルートが決まらんと次のステップに行けませんので、そういうとで協議はずっと行っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

要するに、その維持管理費用が削減されて、1次処理ですから、今のように、2次処理、3次処理をする必要はなかわけですよね。ですから、非常に費用が少なくなると。

それで、今おっしゃったように、ルート次第では相当な金がかかると。ですから、そういった費用対効果、そういったものが必要だと思うんですよ。

それから、流域下水道の処理能力、その前に、うちの公共下水道の処理能力。うちの下水道処理というのはずっと今広がっていきよりますので、そういう能力がまだあると思うんですが、そういったことを先々を考えれば、1次処理をして流域下水道につないだがいいというような単純な私考えでおるんですけど、要するに、費用対効果なんですよね。今おっ

しゃったごと、そのつなぐルートがどれぐらいかかるかと、これを何年で取り戻せるかというようなことが大事だろうと思うんですよね。そこら辺をしっかりとやっていただければというふうに思っております。費用対効果でこれはできるんじゃないかなと、10年、15年で取り戻せるということになればこれにこしたことはないなというふうに私は思っておりますので、十分に今後また検討をしていただいて、よければいいほうに、流域下水道も処理能力というのはまだ相当余っておると思うんですよ。水量だけやなく、専門で言うと病理負荷という、そういうのがありますが、能力は十分だろうと思うんですよね。ひとつぜひ検討をしていくということによございますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

瀬口議員のおっしゃるとおり、費用対効果を十分検討した上で、基本的に、今おっしゃるように、流域下水道につなぐような努力をしていっておるところでございます。

あと、処理場の能力につきましては、令和3年度末に計画の全体見直しがあっておりますので、今の状態では流域の下水道の計画の3市1町の汚水量の分の処理能力しかつくられない状態には今のところなっております。

そういうとも含めて、今後私どもの流域下水道の事業が早く進んで、その間、ほかの処理場も一緒に流入できるように、併せて県のほうと協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして通告による質疑は終わりましたが、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

認定第2号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第12 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第41号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理

由の説明を求めてまいります。松尾市民部長兼市民課長お願いします。

**○市民部長兼市民課長（松尾和久君）（登壇）**

皆様こんにちは。議案第41号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたこと及び窓口での印鑑登録事務について現状の手続に合わせるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、印鑑証明書の交付申請において、利用者証明用電子証明書の利用による証明書の発行を可能にすることでサービス展開を図るものでございます。

また、窓口での印鑑登録事務を現状に合わせて条例を整備するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第13 議案第42号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第13. 議案第42号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

**○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）**

改めましてこんにちは。議案第42号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律などのこども家庭庁の設置に伴う法令改正により、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、法の施行により設置されたこども家庭庁については内閣府の外局となることから、保育所保育指針の制定権限などについて厚生労働大臣を内閣総

理大臣に改めるなど、法令の改正に合わせて規定の整理を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### **日程第14 議案第43号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第14. 議案第43号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。同じく盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いいたします。

**○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）**

続きまして、議案第43号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、放課後児童支援員について、原則では都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了していることが必要となりますが、規制の緩和により研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされております。

この研修修了予定者の範囲を、通知の改正により「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者」と改められたことから、既に改正を行っている2年以内の規定の前に、研修計画の文言を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑

を終わります。

議案第43号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 議案第44号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

##### ○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第44号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び火災予防条例（例）の改正を受け、みやま市火災予防条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、蓄電池設備の規制の見直しや、換気、点検及び整備に支障のない距離、消防長への届出などについて変更するものであります。

なお、施行期日につきましては、関係法令に合わせて令和6年1月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第16 議案第45号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第45号 みやま市過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。それでは、議案第45号 みやま市過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画は、具体的な支援施策として措置されていますが、過疎対策事業債の活用に当たり、この過疎計画に記載する必要があるため、対象事業を新たに追加するものでございます。

また、本計画の変更においては、同法第8条第7項の規定により、あらかじめ都道府県と協議しなければならないこととされており、これにつきましては、8月に福岡県との協議が調っておりますことを申し添えます。

それでは、本計画の変更箇所について御説明申し上げます。

なお、参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照ください。

それではまず、過疎計画の21ページをお願いいたします。

表中、持続的発展施策区分、「2産業の振興」に、事業名「(7)商業共同利用施設」、事業内容「駅周辺整備事業」を追加しております。これは当初予算で御承認いただきました県道瀬高停車場線周辺の街路灯整備事業に対応するため追加するものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

本年度より本格的に取り組を進めております小・中学校のワンヘルス教育の推進に対応するため、「(2)その対策」、「ア学校教育」の丸の4つ目に、ワンヘルス教育の推進についての記述を追加いたしております。

次に、40ページをお願いいたします。

先ほどの記述の追加と併せて、表中、持続的発展施策区分の「8教育の振興」、事業名「(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育」に、事業内容「小中学校ワンヘルス教育推進事業」を追加するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

「13 その他地域の持続的に関し必要な事項」の「(1)現況と問題点」のウ及び「(2)その対策」のウに「ワンヘルスの推進」についての記述を追加しており、次の48ページをお願いいたします。「(3)計画」では、表中、持続的発展施策区分「12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」において、本市がこれから進めていくワンヘルスの理念に基づく様々な取組や、ワンヘルスフォーラム開催などの啓発に関する取組に対応するため、事業内容に「ワンヘルス推進事業」を追加するものでございます。

また、53ページをお願いいたします。

53ページ以降の過疎地域持続的発展特別事業分の一覧がございますが、ワンヘルスによる変更点に対応して事業内容の追加を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第45号は総務常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は45分からお願いします。

**午前10時33分 休憩**

**午前10時47分 再開**

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

**日程第17 議案第46号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第17. 議案第46号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

皆様改めましてこんにちは。それでは、議案第46号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下庄雨水ポンプ場1号主ポンプ機械設備更新工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上になることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和7年3月15日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、1号主ポンプとこれらに関連する機械設備の製作、設置をするものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。

その結果、工事請負人が株式会社フソウ九州支店、請負金額は326,015,800円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第46号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第18 議案第47号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第18. 議案第47号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。引き続き松尾建設都市部長お願いいたします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

続きまして、議案第47号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下庄雨水ポンプ場電気設備更新工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和7年3月15日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、下庄雨水ポンプ場の電気設備の製作、設置をするものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。

その結果、工事請負人が株式会社荏原電産九州営業所、請負金額は182,691,300円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第19 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第48号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めてまいります。木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして皆様こんにちは。それでは、議案第48号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市清掃センター解体撤去工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上になることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和7年3月15日の完了を予定しております。

工事の概要につきましては、旧ごみ焼却施設であるみやま市清掃センターの工事棟、煙突及び重油タンクを解体撤去し、埋め戻し整地を行うもので、工事に際しましては、廃棄物処理法及び労働安全衛生規則等の関係法令を遵守して実施するものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。

その結果、工事請負人が瀬口・柿原特定建設工事共同企業体、請負金額は442,314,400円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び解体工事範囲図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

## 日程第20 議案第49号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第49号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

### ○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。それでは、議案第49号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。私の場合、少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ574,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,960,186千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

第2表 継続費は、みやま柳川インターチェンジ北側の産業団地造成事業について、令和5年度から令和6年度までの継続費として事業費の総額を964,000千円とし、各年度の年割額は、令和5年度385,600千円、令和6年度を578,400千円と定めるものでございます。

次に、予算書6ページの第3表 地方債補正は、歳出予算と連動し、限度額を追加及び変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。予算書は9ページからでございます。

15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援策（第2弾）の経費に充てるため、82,167千円を追加いたしております。

次の2目、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金6,200千円は、歳出予算と連動し、計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

次に、予算書10ページ、16款2項2目の地域密着型施設等整備事業費補助金12,240千円は、歳出予算と連動し計上しており、県10分の10の補助事業でございます。

次に、予算書飛びまして、12ページをお願いいたします。

19款2項7目の企業誘致基金繰入金2億円及び8目の地域雇用創出基金繰入金50,000千円

は、産業団地造成事業に要する経費に充当するため、それぞれ基金繰入れを行うものでございます。

続いて13ページ、20款1項1目、前年度繰越金169,345千円は、一般財源の額を調整して計上をいたしております。

次に、予算書14ページの市債でございますが、歳出予算と連動し、先行排水推進事業債や災害復旧債などを追加いたしております。

続いて、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。予算書15ページからでございます。

15ページ、2款1項6目の有明エリアM a a S検討会議負担金は、本市、大牟田市、柳川市と福岡県などで構成する検討会議において、M a a Sアプリを活用した実証実験を行うための負担金425千円を計上いたしております。

次に、予算書16ページ、3款1項1目の社会福祉施設等物価高騰対策支援金4,243千円は、物価高騰の影響を受けている市所管の介護・障がい福祉サービス事業所に対し、支援金を支給するものでございます。

次の3目、地域密着型施設等整備事業費補助金12,240千円は、介護施設等の開設準備経費に対し補助をするものでございます。

続いて、17ページの最下段となりますが、3款2項2目の子育て世帯生活支援特別給付金6,200千円は、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律50千円を支給する給付金が不足する見込みのため、追加補正をするものでございます。

次に、予算書18ページ、4款1項4目のさくらねこ不妊去勢手術費補助金は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を補助するもので、猫100匹分、850千円を計上いたしております。

続いて、19ページ、6款1項3目の施設園芸用燃油価格高騰対策事業費補助金29,000千円は、施設園芸農家における農業経営への影響を軽減するため、価格高騰分の一部を補助するものでございます。

次の出荷資材高騰対策事業費補助金22,700千円は、出荷資材の価格高騰による農林漁業者の負担軽減のため、価格高騰分の一部を補助するものでございます。

次に、4目、畜産業費のうち、畜産飼料高騰対策事業費補助金1,839千円は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産業者の負担軽減のため、価格高騰分の一部を補助するものでござ

います。

次に、5目の先行排水推進事業工事費は、資材高騰や追加補強工事等により、水中ポンプ設置工事費を追加補正するもので、17,000千円を計上いたしております。

次に、予算書20ページをお願いいたします。

6款3項1目の漁業燃油価格高騰対策事業費補助金は、燃油価格高騰の影響を受けている漁業者の負担軽減のため、価格高騰分の一部を補助するもので、22件分、2,030千円を計上いたしております。

続いて21ページ、7款1項2目の産業団地造成工事費385,600千円は、新たな企業立地の受皿となる産業団地の造成工事費を追加するもので、令和6年度末の事業完了を予定しております。

次のプレミアム商品券事業補助金34,000千円は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、市内限定のプレミアム付デジタル商品券を2億円追加発行するものでございます。

次に、予算書22ページ、9款1項1目の救急活動用備品購入費2,600千円は、個人の方から頂いた寄附金を活用し、高度救命処置シミュレーターを購入するものでございます。

次に、3目の設計業務委託料5,000千円は、消防団再編計画に基づき、山川東部の3つの老朽化した格納庫を1つに統合、新築するための設計業務委託料を追加いたしております。

次に、予算書飛びまして、24ページをお願いいたします。

10款6項1目の学校給食食材高騰補助金は、学校給食の材料費高騰による給食の質の低下を防ぎ、保護者負担が増えることなく、これまでどおりのおいしい給食を子供たちに提供するため、材料費高騰分を追加補助するもので、5,497千円を計上いたしております。

続いて、25ページ、11款1項1目の農業用施設単独災害復旧事業費は、本年7月の大雨により影響を受けた水路等の機械等借上料6,000千円、災害復旧工事費3,000千円などを追加いたしております。

最後に、予算書26ページ、11款2項1目の公共土木施設単独災害復旧事業費も同様に、道路等の設計委託料6,000千円、機械等借上料9,000千円、災害復旧工事費3,500千円などを追加するものでございます。

なお、詳細な内容については資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、歳出、7款1項2目、プレミアム商品券補助事業費に対する質疑を行ってまいります。9番前原武美君。

**○9番（前原武美君）**

では、議案第49号について質問をいたします。

7款1項2目で、ページ数では21ページでございます。その中のプレミアム商品券として予算計上されてありますが、この事業に対しまして、今回は第2弾ということになっております。前回行われました第1弾との販売方法についてどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。第1弾、第2弾との違いをお聞きしたいと思っております。

また、このプレミアム商品券事業につきましてどのような方法をされてあるのか。事業実施についての取組、それと、事業主体についての市との協議についてどのようにされてあるかをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

猿本商工観光課長。

**○商工観光課長（猿本邦博君）**

皆さんこんにちは。よろしくお願いいいたします。前原議員さんの御質問にお答えします。

第1弾の電子プレミアム付商品券につきましては、8月1日の販売から3日で120,000千円の申込みがあり、早期に完売した状況でございました。事業実施主体の商工会事務局と協議する中で、事業者支援の観点かつ物価上昇に伴う市民の皆様の負担軽減等を踏まえ、また、第1弾の販売状況からまだ購入要望があると判断いたしましたので、第1弾の同様の内容で2億円の電子のプレミアム付商品券の追加発行をお願いするものでございます。

続きまして、事業実施の取組や協議内容等についてでございますが、事業実施主体につきましては、商工会のほうにお願いしております。

まず、商工会事務局と発行額、プレミアム率、販売時期等、事業実施内容等を協議してきております。

あわせまして、今回は商工会のプレミアム付商品券実行委員会にオブザーバーとして参加

し、市の考え方を伝え、事業実施主体と情報共有を図りながら取り組んできておるところで  
ございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

9 番前原武美君。

**○9 番（前原武美君）**

今の説明でいきますと、第1弾が3日で完売ということになっております。これは市民に  
対する大きな経済効果になったのではないかとこのように思っております。それを含めて第  
2弾に今回予算計上されてある分につきましてでございますが、第1弾の実績から踏まえて  
しますと、電子販売のほうに踏み切ったということのようでございます。県下近隣を見  
てみますと、やはり電子のほうが進めてあるようでございますので、3日で完売というふう  
な状況の中では大いに今後もこのデジタル商品券の進め方をやっていただきたいというふう  
には考えております。

それと、先ほど言いますように、これは今までの新型コロナウイルス感染と原油価格の高  
騰などによる市民の消費の購買力を高めるという意味でいきますと、これは商工会に対する  
補助ではなくして、市民の購買力、経済の回復、活性化を目的とした事業ではないかという  
ふうに私は思うところでございます。これをなぜ補助金というやり方にされたのかが1つお  
聞きしたい分がございしますが、そういった分からは、やはりこの目的が商工会の会員  
さんの分とは分かりますが、本来は、これは市民の経済の回復、購買力を高めるといった意  
味が大きな役割を果たしているんじゃないかというふうに思っておるところでござい  
ます。この考え方について1つお聞きしたいという分がございします。

それと、第1弾の部分でもございましたが、この部分については、商工会が出されてお  
りますチラシでございますが、これにつきまして、先ほど言いますように、みやま市が補助  
じゃないという私の考え方、依頼事業的な考え方を私は持っております。そうした場合に、  
このプレミアム付商品券のチラシがありましたが、じゃ、みやま市としては、広報なりホー  
ムページでどのようなバックアップ、支援体制を取られるのかをお聞きしたいと思ってお  
ります。その中では、やはり前回も私みたいに、これはなかなかスマホが苦手な方とかいろ  
いろおられます。そういった方々のためにはどのようなやり方をされるのかをお聞きしたい  
と思っております。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

前原議員の御質問にお答えしたいと思います。

市民の生活支援というところにこの事業についてはメインとなっているんじゃないかというところがございます。

事業としては、事業主体は確かに商工会のほうに事業主体になって、そこに補助金を交付するというふうな形を取っております。そういった形を取ることで、一定、県等の補助金も頂きながら事業を進められるというふうな背景はあるわけですが、確かにおっしゃるように、生活支援というところが今回の事業の大きなところではございますので、議員さんがおっしゃるような部分は市としても考えていかなければならない部分だろうというふうに思っております。

今回、デジタルの商品券ということで補正予算をお願いしているわけですが、背景には、さっき説明しましたように、3日間で売れてしまったというふうなところがあり、アプリを登録している方に対して今回購入できた方の数もかなり少なかったというところで、デジタルの1本で補正予算をお願いして、商工会の実行委員会のほうにもオブザーバーとして私参加させてもらったんですけれども、その中でもいろいろ議論がされて、電子版でいこうというふうに商工会のほうも判断をされたというふうな経過があったところでございます。

一方で、電子版で取り組むことで商工会に実際、事業主体としてお願いしているわけですが、そこら、商工会の事務的な負担についても一定、市としてもやはり考えていく必要があるというふうなところでこういった形を取らせていただいたというふうなところでございます。

それから、市の広報活動の支援については、商工観光課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

お答えします。

市としましても、しっかり商工会のほうと連携させていただきまして、周知の方法等につ

きましては、広報であったりとか実施しておるところでございます。

また、デジタルに不慣れな方につきましてはたくさんいらっしゃいますので、スマホ相談会等を開催しながら、そちらのほうで対応等をさせていただいてございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

9 番前原武美君。

**○9 番（前原武美君）**

今おっしゃったように、これは私が言いますように、市民に対する経済の支援というのが本来だろうというふうに思っております。そのためには、あらゆる支援をしていただいて、この事業主体に負担にならないように市としてもいろんな取組をしていただきたいと。広報なり、おっしゃったように、スマホの分をされるとかいうことをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それと1つ、今までありました、先ほど商工会のチラシも一緒ですが、前回も物価高騰による支援策として、市のほうが1世帯3千円ということで出されたんですが、先ほども言いますように、なかなか電子に苦手な方とかおられます。そういった分をしますと、やり方としては、1つは、お願いしたいんですが、フローチャート方式をできないかというふうに私は考えております。

例えば、今回のこのデジタル商品券でございますが、販売を希望する、希望しないから進んでいって、じゃ、デジタルをするのか、先ほどおっしゃったようにするのか、窓口があるならそこで操作を手伝ってやるとか、そういった方法をしていけば私は皆さんが理解できると思うんですよ。文書で書かれてもなかなか分かりづらい分があるんですよね。前回の物価高騰も一緒でございますが、なかなか言葉、文章で書かれても難しい分がございます。だから、さっき言いましたように、フローチャート方式、希望するかしないかから、じゃ、次に進んでいって、自分でやるのか、いやそうじゃなくして教えてもらって購入するのか、そういった皆さんが分かりやすいようなやり方を、これが言いますように、市民と直接接する、いろんな方と接しておるわけですから、市が一番分かっているわけですね。そういった分をできますなら、今回、第2弾としては今、商工会の実行委員会にも加わっていくということをおっしゃったものですから、そこら辺十分踏まえたところで、全市民に分かりやすい、この電子販売についても参加されるようなやり方を工面していただきたいと思いますと思っております。

その分についてお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

お答えします。

いろんな御意見いただいた分を踏まえまして、商工会のほうともしっかり情報共有させていただいて、前原議員がおっしゃった、市民の皆さんに全てにわたっていくような形でしっかり商工会のほうと打合せ等させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、7番吉原政宏君、質問を行ってください。

○7番（吉原政宏君）

前原副議長と同じ項目の質問になります。詳しくは今回の資料の3ページにつけてあります。

第1弾は、デジタルに加え、紙の商品券が80,000千円分発行されておりました。ただ、これも制限があつて、60歳以上の方、もしくはスマホを持たない60歳未満の方という制限の下、80,000千円の紙の商品券の発行がありましたが、今回はデジタルの商品券だけの発行となった理由と経緯をまず伺います。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

吉原議員さんの御質問にお答えします。

今回、追加発行をお願いするに当たりまして、これまで商工会事務局と打合せする中で、例えば、今回、紙を追加発行するとなると、第1弾の販売状況に照らし合わせますと、11月の広報で全戸配布しまして、申込期間を2週間設け、抽せん後、当選者に購入引換券を下旬に発送し、購入引換券を持って12月15日までに商工会で購入していただくような状況になります。

今使用期間が1月末となっておりますので、商工会としましては、完売が見込めないんじゃないかという判断を1つされております。

また、第1弾の紙の商品券につきましては、今回、吉原議員さんおっしゃったとおり、60歳以上、またはスマホを持っていない方を購入対象にしてありましたので、80,000千円に対しまして約98,000千円の応募があつている状況でございます。電子に比べてある一定購入希望者の意向に沿つたものと認識されてあり、今回は紙の追加発行は見送りたいという意向でございましたので、今回は電子のみのプレミアム商品券の発行をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

第1弾の紙の発行80,000千円に対して約98,250千円の申込みがあつていると思います。これに応募された方の人数、そして、当選された方の人数を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

お答えします。

まず、申込件数でございます。

60歳以上の方が1,878件、スマホを持っていない方につきましては275件、不明の方が4件の2,157件の申込みがあつております。

それで、当選された方につきましては、60歳以上の方が1,556件、スマホを持っていない方が196件の1,752件でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

申込みされた方が2,157名もやっぱりいらつしゃつたということ、あと、当選された方が1,752名ということは、405名の方がこの当選から漏れたということですね。金額も80,000千円のところを98,250千円ということで、18,250千円分希望にかなえられていないということになります。当選された方も、デジタルだと50千円買われた人もプラス50千円今回買われる

ことになりますので、紙の商品券を買われた方もあと50千円買いたかった、外れた方も100千円買いたい、今後そういった市民の声も聞かれるかと思えます。そういった声に今後、市としてどう対応、対処されるのか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

猿本商工観光課長。

**○商工観光課長（猿本邦博君）**

お答えします。

紙の商品券の事業につきましては、十分認識しておるところでございます。

今回の9月補正につきましては、先ほど申しましたとおり、期間的な問題がございました。商工会事務局とお話する中でも、そういった期間的な問題が大きな要因であったということでございます。しかし、紙の商品券の需要も十分あるとは認識しておりますので、令和6年度当初に向けては、紙、電子発行に向けて、事業実施主体の商工会のほうと連携しながら取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりました。

通告外でございますが、ほかにプレミアム商品券、この補助事業に関する質疑はありませんかね。12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

この商品券、いずれにしたっても市外の人でも買えるですたいね。それで、3ページの一番上、「市民や事業者の負担軽減を図り、」というところですね。それと、「地域経済の回復・活性化を支援するため」と、これはどっちがまず優先すつとかということですよ。何でもこういうことを言うかということ、市外の人でも買える。ここには、今さっき部長が言いましたが、市民の人がメインですよというような発言をされておるわけですね。それで、抽せん会とかでみやま市民の人が相当抽せんから漏れると、市外の人が当選するというケースもあるですたいね。以前は相当私も聞いておりますが、それで、これの目的は物価高騰の影響を受けている市民ですよ。それで、私以前にも申入れをしましたが、まず今、第1弾分は3日間で完売したと。3日間で想定して、3日間のうちの1日はみやま市民だけの抽せんとか優先をされんとですかと。例えば、1億円の分があれば70,000千円ぐらひはみやま市民の方で

抽せんをすると、あと残った30,000千円は市外の方とプールにして、外れた人もプールをして抽せんをすとか、みやま市民の方の物価高騰を受けての事業ということは今メインということと言われたんですから、みやま市民が外れたらこれは何もならんとですよ。ここの地域経済の回復、活性化というのが、これに来んなら、誰が買うとったってみやま市内でしか買われんとやから、それは該当しますけど、みやま市民を助けるということになれば、これがメインだから、この人をどうにか先に優先して購入する方法を取ったらどうでしょうかと。それで、何かで限定をして、今金額で言うならば70%ぐらいはみやま市民の方をまず優先させるとか、日にちで言うなれば、2日間なら2日間、みやま市民の方を優先して取り扱つか、そういう方法を取らんと、ここに物価高騰の影響を受けておる市民ということは、これは言えんとやなかかと。

以前にもこういうことを私は申し上げておったにしろ、何の対策もなかですたいね。物価高騰で市民を助けてやらにゃいかんと、ずっと言よんなさる、これはもちろんそげんですよ、ありがたかこつです。しかし、実際はそげんなつとらんと。これは文言等は外れとつとやなかかと。もう誰が読んだっちゃそげんでしょう。物価高騰の影響を受けておる市民の負担軽減を図るということを書いちゃるわけですよ。1回しか言われんけん、しつこうしゃべりありますが、どげんですかね。そういう政策とか施策は取られんとですか。取れるんでしょう、うまくやれば取るっですよ。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村環境経済部長。

**○環境経済部長（木村勝幸君）**

市民支援がメインか、事業者支援がメインかという御質問でございます。

どちらも当然、メインと考えていかなければならない事業だというふうに思っておりますが、確かにおっしゃるように、市外の方も購入ができて、事業者にとっては市外の方も市内で使ってもらえるということでは市外の方が購入されるのも喜ばしいことなんだろうというふうに思いますが、市民からしたら、確かに抽せん漏れるというケースもあり得るところは理解するところでございます。

これまでは市内、市外でなかなか区分するようなやり方をやっていなかったわけですが、確かに自治体によってはそういったことをやられているところもあるかなというふうに思います。

ちょっと今回の分でなかなかそこまでの対応は難しいと思いますが、今後、プレミアム商品券をやっていく上で、一つの検討材料、調査すべき事項だなというふうに今御質問を受けて考えたところがございますので、この分についてはちょっとほかの自治体の状況等を調査させてもらって、やれる方法があるのかどうか、そこら辺を検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による質疑、そして、通告外ではございますけれども、関連として質疑は終わりました。

議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第21 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第50号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第50号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ12,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,115,621千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、6ページをお願いいたします。

8款1項1目の前年度繰越金12,271千円は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出予算でございますが、7ページの7款、諸支出金、1項2目、償還金は、介護給付費等事業費や地域支援事業費などの前年度精算による、国、県、支払基金への返還金12,271千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

ここで皆さんにお諮りをいたします。仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

#### 追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第106条第3項の規定によりまして、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任することと決定をいたしまし

た。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

これで本日は散会をいたします。

なお、次の本会議は9月12日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

**午前11時35分 散会**